2019年3月28日

第1回 社会福祉保障制度の新たな展開を図る政策対話 提出資料

飯 田 大 輔(社会福祉法人福祉楽団 理事長)(3社福アライアンス 幹事長)

## 政策テーマ 「農福連携」

## 1 農林水産省の事業メニューとのさらなる連携

農林水産省所管の農山漁村振興交付金の各種補助事業について、事業の実施要領では、その事業主体として社会福祉法人が規定されておりません。農地法第3条では、農地を所有する主体として社会福祉法人が認められており、これからの農業の重要な担い手となります。社会福祉法人を当該補助事業の事業主体として位置づけられるよう、農林水産省との連携を強く要望します。

## 2 社会福祉施設が「薪ボイラ―」を導入する後押しが必要

我が国は、国土の7割が森林です。本年4月1日には森林経営管理法が施行され、森林の管理権を預かる市町村の役割が重要になるほか、地域における新たな森林経営管理主体が必要になります。福祉事業者が、間伐や作業道の敷設、下草刈りなどの森林の管理を行い、間伐材を販売するなどして、事業化できる可能性があります。森林経営管理主体として福祉事業者を位置づけるためのモデル事業を早急に実施してください。

一方、全国どこに行っても社会福祉施設はあり、毎日、お風呂の給湯などに大量の エネルギーを消費しています。こうした燃料に地域の間伐材などを利用できれば、 二酸化炭素の削減になるほか、地域の雇用を生み、燃料代が地域経済として循環する ようになります。

社会福祉施設が薪ボイラ―等の再生可能エネルギー設備を導入しようとする際に インセンティブとなるような補助制度の創設を要望します。また、林野庁や環境省と さらなる政策連携を期待しています。

## 3 働きづらさを抱えた人への就労・生活支援の拡充

福祉、農業、林業、サービス業などの分野で人材不足が深刻化している状況がある一方、障害者とは定義されない人で、働きづらさを抱えているために就労に結びついていない人がたくさんいます。たとえば、刑務所出所者や少年院を出た人、ひきこもりの人、薬物やギャンブルなどの経験者、そして高齢者です。公的な就労・生活支援が十分でないために、再犯や依存症に陥ったり、社会参加につながっていないケースがあります。適切な就労支援があれば農業などの重要な担い手となります。

<u>刑務所出所者、少年院を出てきた人へ</u>の支援は、長期にわたってかかわる必要があり、就労しているかどうかで再犯率に大きく影響するにもかかわらず、現行制度では十分な支援ができません。再犯防止推進法や生活困窮者自立支援法などの政策の連携と、法務省と協働した就労・生活支援制度の拡充を要望します。

高齢者については介護保険制度にそもそも就労支援のメニューがないので、「就労」という視点が持てていません。<u>就労支援の新しいあり方(C型就労支援など)につい</u>て早急に検討し、モデル事業を実施をしてください。